



一 固定資産税の軽減

■住宅の耐震改修工事

昭和57年1月1日以前から所在する住宅が、平成18年1月1日～令和6年3月31日に、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の2分の1が減額（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2が減額） ※工事完了後3カ月以内に申告

■住宅のバリアフリー改修工事

新築された日から10年以上が経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方、所得税や住民税上の障害者控除の適用を受ける方が居住する住宅に、令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額 ※工事完了後3カ月以内に申告

■住宅の省エネ改修工事

平成26年4月1日以前から所在している住宅が、令和4年4月1日から令和6年3月31日に省エネ改修工事などを行い、一定の基準に適合することが証明された場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2が減額） ※工事完了後3カ月以内に申告

■新築住宅

雪止めなどの設置状況を確認し、落水雪による事故・トラブルを防止しましょう

■建築指導課

TEL(32)6527

11月の自動車運転免許講習

講習区分	講習時間	11月	
		日	月
優良講習	10:30~11:00	1日(水)	20日(月)
		7日(火)	21日(火)
		9日(木)	24日(金)
		10日(金)	29日(水)
		14日(火)	30日(木)
		16日(木)	
一般講習	10:30~11:30	8日(水)	22日(水)
		17日(金)	28日(火)
		2日(木)	17日(金)
違反講習	13:30~14:30	6日(月)	22日(水)
		8日(水)	27日(月)
		13日(月)	28日(火)
初回講習	13:30~15:30	15日(水)	20日(月)
		2日(木)	14日(火)
		7日(火)	21日(火)
違反講習	13:30~15:30	10日(金)	27日(月)
		13日(月)	29日(水)
		13:00~15:00*	9日(木)
初回講習	13:30~15:30	9日(木)	24日(金)
		16日(木)	

・免許証の受け取りは、更新手続き後おおむね40日後です

・講習は、免許の有効期限までに受講してください

☎交通安全センター

※は苫小牧中野自動車学校

☎苫小牧警察署 TEL(35)0110



HP

1戸当たりの床面積が50㎡以上（共同賃貸住宅は40㎡以上）280㎡以下かつ居住部分が2分の1以上（非居住部分は対象外）で新築された住宅は、1戸につき120㎡まで一定期間固定資産税が2分の1に減額。

換券

新築から3年度分（長期優良住宅は5年度分）、中高層耐火建築物は5年度分（長期優良住宅は7年度分） ※長期優良住宅の場合のみ、新築した年の翌年1月31日までに申告

■緑地公園課

TEL(32)6507

一 北海道の最低賃金

道内の事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者（会社員、パート、アルバイト、学生など働く全ての人）に適用される北海道最低賃金は、次のとおり改定となりました

最低賃金額時間額96円

効力発生年月日 10月1日

苫小牧労働基準監督署 TEL(88)8899

市工業・雇用振興課 TEL(32)6432

令和6年度認可保育施設入所申込書類の配布開始時期

11月中に婚姻届を提出した方へ、ミニ観葉植物などの「緑」を贈呈します。ご結婚を祝福し、ご家族の幸せを願うとともに、緑を育てることを通じて癒しや緑の親しみを感じてください

配布開始 12月1日(金)からこども育成課または子育て支援センターで

婚姻届提出時に渡す「緑の記念品」

申込 12月18日(月)～令和6年1月17日(水) ※

広告